

県南広域振興局長告示第20号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、猿ヶ石北部土地改良区（花巻市）から役員の就任について次のとおり届出があった。

令和2年3月24日

県南広域振興局長 平 野 直

理事

島 山 憲 男 花巻市東和町東晴山5区30番地